

# 第12編 電気・機械設備編

# 第12編 電気・機械設備編

## 第1章 総 則

### 第1節 一般事項

#### 1-1-1 適用

1. 本編は三重県が発注する電気設備工事、機械設備工事（建築・営繕に関する電気設備・機械設備を除く）その他これに類する工種について適用するものとする。
2. 本編に定めがない事項については第1編共通編の規定によるものとするが、これによりがたい場合は、監督員と協議を行うものとする。

#### 1-1-2 現地指導等

請負者は工事完成までに、維持管理方法、緊急時の処置対応等について総合的な資料を作成し  
たうえで、工事に精通した技術者による説明・指導を実施するものとする。

## 第2章 電気・通信設備工

### 第1節 適用

#### 2-1-1 適用

1. 河川・道路・土地改良（集落排水を除く）森林整備等に係る、電気設備工事については、建設省建設経済局電気通信室編集「電気通信設備工事共通仕様書」（社団法人建設電気技術協会発行）を準拠するものとする。
2. 下水道（集落排水を含む）については、日本下水道事業団編著「電気設備工事一般仕様書」を準拠するものとする。
3. 前項1及び2によりがたい場合は、別に定める特記仕様書によるものとする。
4. 三重県公共工事共通仕様書第1編共通編と整合しない事項は、監督員と協議を行うものとする

## 第3章 機械設備工

### 第1節 適用

#### 3-1-1 適用

1. 河川・道路・土地改良（集落排水を除く）森林整備等に係る、機械設備工事については、建設省建設経済局建設機械課発行「機械工事共通仕様書（案）」を準拠するものとする。
2. 下水道（集落排水を含む）については、日本下水道事業団編著「機械設備工事一般仕様書」を準拠するものとする。
3. 前項1及び2によりがたい場合は、別に定める特記仕様書によるものとする。
4. 三重県公共工事共通仕様書第1編共通編と整合しない事項は、監督員と協議を行うものとする。